

令和8年度まちなかウォーカーブル推進計画策定に伴う基礎調査業務委託  
事業者選定に係る質問に対する回答について

No.	質問	回答
1	仕様書に記載の「(3)人流データ分析」において、「人流データを活用し整理する」ことが記載されていますが、当該データは本業務の中で購入をするものでしょうか。その場合、データの要件（メッシュ/点群等の種類、期間等）はございますでしょうか。	本業務において、人流データを購入することは想定しておりません。 人流データの分析にあたっては、提案者が保有又は利用可能な分析手法、ツール、既存データ等を活用することを想定しています。また、提案者が人流データの購入等を必要と判断する場合は、委託料の範囲内でその費用を見込むものとします。 なお、データの種類、対象期間、分析単位等について、市として特定の要件は定めておりません。
2	企画提案に必要な書類のうち「エ企画提案書」について、枚数の上限がある場合、上限枚数をご教示ください。	企画提案書の枚数について、上限は設けておりません。 ただし、プレゼンテーションの時間が限られていることから、提案内容を的確に把握できるよう、簡潔かつ分かりやすく作成してください。
3	JVでの参加は可能でしょうか。	本プロポーザルにおいて、JVでの参加は認めておりません。
4	JVでの参加が可能な場合、1社が「静岡県内に本社・支店等を有する」という参加資格を満たせばよろしいでしょうか。	JVでの参加は認めていないため、該当しません。
5	JVでの参加が可能な場合、会社概要や実施体制調書はJVとしてのものでよろしいでしょうか。あるいは構成企業全ての調書が必要でしょうか。	JVでの参加は認めていないため、該当しません。

No.	質問	回答
6	<p>J Vでの参加が不可能な場合、「協力会社」として他社との連携のもと業務体制を構成することは可能でしょうか。</p>	<p>「仕様書」9その他(4)の範囲内であれば可能です。 ただし、参加資格を満たす事業者が契約の相手方となり、業務全体の履行責任を負うものとします。また、実施要領で定める配置予定技術者については、企画提案書に記載した企業に雇用されている者としてください。</p>
7	<p>「エ 企画提案書」のページに制限はありますか。</p>	<p>No. 2と同様です。</p>
8	<p>同種・類似業務実績調書(第2号様式)に記載する業務について、その業務の実績を証する書類(テクリス等)の提出は必要でしょうか。</p>	<p>実績を証する書類の提出は不要です。ただし、必要に応じて実績を確認できる資料の提出を求める場合があります。</p>